

# 一般財団法人大泉名水会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般財団法人大泉名水会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都練馬区東大泉三丁目38番13号に置く。

(目的及び事業)

第3条 当法人は、会員に家庭水を供給することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 水道施設の建設
- (2) 水道施設の維持管理及びその運営
- (3) 供給する水道水の品質の管理及び確保
- (4) その他前各号に関連する事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆に見やすい場所に掲示する方法とする。

## 第2章 財産及び会計

(設立者の氏名及び住所並びに拠出する財産及びその価額)

第5条 設立者の氏名及び住所並びに当法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は、次のとおりである。

住 所 練馬区東大泉三丁目29番4号

設立者 丸山 徹雄

拠出財産及びその価額 現金 150万円

住 所 練馬区東大泉三丁目39番3号

設立者 井関 順一

拠出財産及びその価額 現金 150万円

(事業計画及び収支予算)

第6条 当法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を得なければならない。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置き、会員の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第7条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 貸借対照表

(3) 損益計算書

2 前項の書類及びこれらの附属明細書のほか、監査報告を主たる事務所に定時評議員会の日の1週間前の日から5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

(事業年度)

第8条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

### 第3章 評議員及び評議員会

(評議員)

第9条 当法人に、評議員を3名以上9名以内を置く。

(選任及び解任)

第10条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議をもって行う。

(任期)

第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

(報酬)

第12条 評議員は、無報酬とする。

(構成)

第13条 評議員会は、すべての評議員をもって組織する。

(権限)

第14条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員、理事及び監事の選任又は解任
- (2) 年度事業計画及び年度予算の承認
- (3) 貸借対照表及び損益計算書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) その他一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第15条 定時評議員会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時評議員会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第16条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の省略)

第17条 評議員会は、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第18条 評議員会の議長は、当該評議員会において、出席評議員の中から選出する。

(決議)

第19条 評議員会の決議は、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、その評議員の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

(議事録)

第20条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

#### 第4章 役員及び理事会

(役員)

第21条 当法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上6名以内
  - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を代表理事とする。

(選任)

第22条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終了の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終了の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(解任)

第24条 理事又は監事が次の一に該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を懈怠したとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬)

第25条 理事及び監事は、無報酬とする。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

(役員損害賠償責任の免除)

第28条 当法人は、一般法人法第198条において準用する同法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として評議員会の決議により免除することができる。

(構成)

第29条 理事会は、すべての理事で構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行を行う理事の選定及び解職

(開催)

第31条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の2種類とする。

2 定時理事会は、3か月に1回以上開催する。

3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 代表理事以外の理事から代表理事に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会招集の請求があったとき。
- (3) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 一般法人法第197条において準用する第101条第2項及び第3項に基づき、監事から代表理事に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第32条 理事会は、代表理事が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 代表理事は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会の招集通知は、会日の5日前までに各理事及び監事に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 5 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第33条 理事会の議長は、代表理事とする。ただし、代表理事に事故があるとき、又は欠けたときは、他の理事がこれに当たる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

## 第5章 委員会

(委員会)

第36条 当法人の事業の円滑な運営を図るため、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、理事会において選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める委員会規程によるものとする。

## 第6章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第37条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条及び第10条についても適用する。

(解散)

第38条 当法人は、当法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定めた事由によって解散する。

## 第7章 剰余金の分配の制限等

(剰余金の分配の制限)

第39条 当法人は、設立者その他の者に対し、剰余金の分配をすることができない。

(残余財産の帰属)

第40条 当法人が清算するとき有する残余財産は、評議員会の決議を経て、地方公共団体に帰属するものとする。

附 則

- 1 この定款は、当法人の成立の日から施行する。
- 2 当法人の設立当初の事業年度は、第8条の規定にかかわらず、当法人成立の日から令和5年3月31日までとする。
- 3 当法人の設立時評議員、設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次に掲げる者とする。

設立時評議員

丸山 徹雄、井関 順一、川島 順、町田 和昭、佐々木 佳子

設立時理事

小島 周一、根津 隆正、水野 宏、安島 敬

設立時代表理事

水野 宏

設立時監事

須藤 稔

以上、一般財団法人大泉名水会の設立のため、この定款を作成し、設立者が次に記名押印する。

令和4年8月31日

設立者 丸山 徹雄 ⑩

設立者 井関 順一 ⑩